

定 款

令和7年6月14日 改定

公益社団法人 日本詩吟学院

目 次

第1章	総 則	1
第2章	目 的 及 び 事 業	1
第3章	社 員 及 び 会 員	1
第4章	社 員 総 会	2
第5章	役 員	4
第6章	理 事 会	6
第7章	事 務 局	7
第8章	資 産 及 び 会 計	7
第9章	定款の変更及び解散等	8
第10章	公 告	9
第11章	情 報 公 開 等	9
第12章	補 則	9
	附 則	9

公益社団法人 日本詩吟学院 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本詩吟学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(認可団体)

第3条 この法人の目的に賛同し、この法人が認定した指導者（この法人の師範等の有資格者）を有する詩歌吟詠の愛好者団体は、この法人の認可団体（加盟団体）となることができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、詩歌吟詠により広く国内外に対し吟道の普及向上を図り、典雅にして崇高なる精神の育成と人格の完成を目指し、個性豊かな日本文化の創造と発展に資することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 詩歌吟詠の普及活動及び必要な教材の作成・頒布
- (2) 詩歌吟詠の指導者の養成、研修及び作詩作歌の研究
- (3) 近代吟詠の祖、木村岳風記念館及び墓所の一般公開
- (4) 詩歌吟詠の技量審査に拠る段位等の認定及び資格の付与
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号及び第2号の事業は、一般公開による吟道大会の開催、及び研修講座の開催、その他各地域における詩歌吟詠の普及事業、広報事業等とする。

3 第1項第3号の事業は、詩歌吟詠に関する資料の収集・保管・展示及び墓所の管理とする。

4 この法人の事業を行う区域は本邦及び海外とする。

第3章 社員及び会員

(社員及び会員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 第3条に規定する認可団体

- (2) 特別功労会員 この法人の事業活動に特に功績のあった会員で、理事会において推薦された者
- (3) 特別維持会員 この法人の事業を経済的に援助する者
- (4) 普通会員 認可団体の会員で、この法人に名簿を提出した者
- 2 前項の会員のうち正会員（以下「社員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 会員はこの法人の事業活動に必要な費用に充てるため、社員総会において定めた会費を毎年払う義務を負う。ただし、正会員を除く他の会員の内、別に規程で定める者はこの限りではない。

（社員の資格の取得）

第 7 条 この法人の社員になろうとする者（認可団体になろうとする団体）は、この法人の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

（任意退社）

第 8 条 社員は、理事会が別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他この法人の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により社員を除名したときは、当該社員に対して除名した旨を通知しなければならない。

（社員資格の喪失）

第 10 条 前条第 1 項のほか、社員は、次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 会費を 1 年以上滞納し、かつ、この法人の催告に応じないとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 当該社員が解散したとき。

第 4 章 社員総会

（構成）

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 特に重要な財産の処分及び譲り受け
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じてその都度開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するときは、全ての社員に対して社員総会の日時、場所、目的事項等を記載した書面をもって、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が社員総会の議長となる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録は、出席した議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第19条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(顧問及び相談役)

第20条 この法人に顧問若干名及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事長が委嘱し理事会の諮問にこたえる。

3 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 顧問及び相談役は無報酬とし、その職務を行うときは費用弁償することができる。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

2 役員候補者の適格要件は次のとおりとする。

- (1) 年齢は25歳以上とする（社員総会開催時）。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条の欠格事由に該当しない者であること。
市区町村長発行の身分証明書を添付すること。

(3) その他、法令及び定款に違反しないこと。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の構成等の制限)

第 24 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(株主等としての権利の制約)

第 25 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(役員の任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任することを妨げない。

2 理事及び監事が任期途中で欠けた場合に、補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなったり、任期満了又は辞任した後、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の報酬等は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、この法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものにならないものとする。

(責任の軽減)

第 29 条 この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、総社員の同意があれば免除することができる。

2 前項の規定に関わらず、同法第 114 条第 1 項の規定により理事会の決議をもって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の、業務執行に必要な事項の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は年 4 回以上招集し、このほか必要に応じその都度招集することができる。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局

(設置)

第 36 条 この法人の必要な事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議によらなければならない。
4 事務局の組織及び運営に関する規定は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 37 条 この法人の事業を行うために不可欠な、特に重要な財産は理事会の決議により基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、その他政令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、この法人の主たる事務所に、当該事業年度が終了する

までの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類をこの法人の主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 9 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行ふ。

第 11 章 情報公開等

(情報公開)

第 46 条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第 12 章 補則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は木部圭志とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 平成 23 年 1 月 1 日 制定

附 則

- 1 平成 24 年 1 月 15 日改定 平成 24 年 1 月 15 日施行

附 則

- 1 平成 2 5 年 3 月 1 6 日改定 平成 2 5 年 3 月 1 6 日施行

附 則

- 1 平成 2 9 年 6 月 1 0 日改定 平成 2 9 年 6 月 1 0 日施行

附 則

- 1 令和元年 6 月 8 日改定 令和元年 6 月 8 日施行

附 則

- 1 令和 7 年 6 月 1 4 日改定 令和 7 年 6 月 1 4 日施行